基本ルール
燃やせるごみ
燃やせないごみ
粗大ごみ
生ごみ
プラスチック類
あき缶
ペットボトル
あきびん
紙類
鉄類
枝・木
乾電池・けい光管等
小型家電 家電4品目
繊維 リサイクル
町で収集できないごみ
主な品目の分別区分
不法投棄 不法焼却

プラスチック類 (容器包装プラスチック)

1 対　象

2 排出袋

町で専用袋を設定しています。（半透明紫色文字袋）

有料の指定袋を販売店で購入してください。

指定袋以外で出されたものは収集できません。

3 出し方の注意

分別のポイント

① 商品を包んでいる容器や包装で プラ マークが付いているものが対象となります。
※一部リサイクルマークの記載されていない物もあります。
（みかん・玉ねぎのネットなど）

② 汚れの付いている物は、きれいにすすいでから出してください。

③ 中身が確認できるよう二重袋（レジ袋にごみを入れて指定袋に入れるなど）にせず、バラバラにして指定袋に入れてください。

④ **使い捨てライターやカミソリは、プラスチック類に絶対入れないでください。**

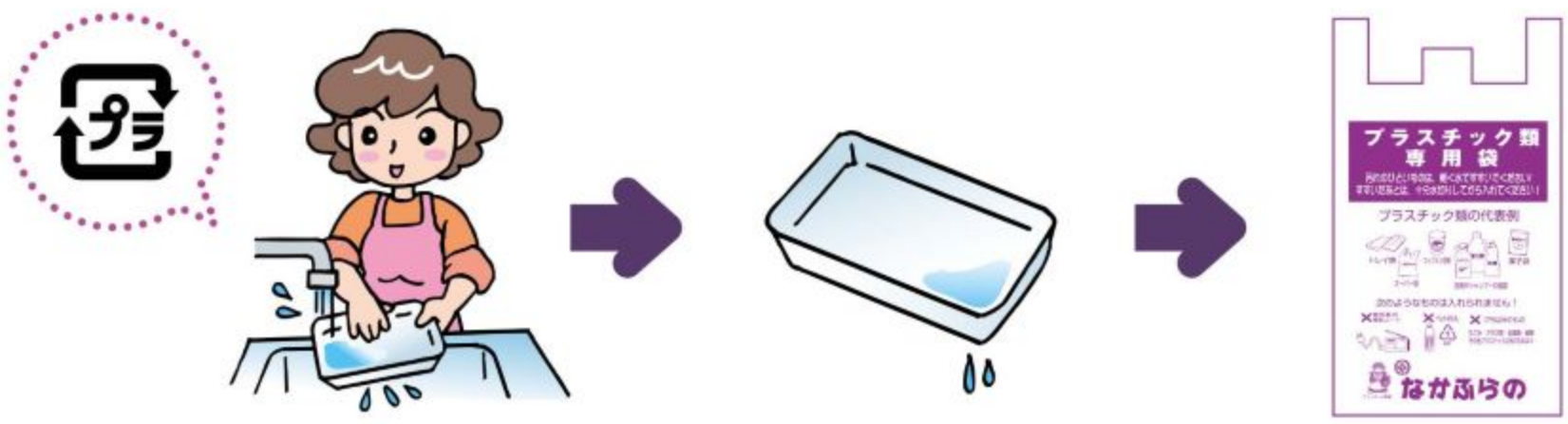

① 水ですすいで…　② 十分に水を切り…　③ 指定袋へ

プラスチック類
(容器包装プラスチック)

プラスチック類(容器包装プラスチック)でだせないもの

製品プラスチック

ハンガー、バケツ、洗面器、タッパー、植木鉢、
おもちゃ、おぼん、ビデオテープ、おけ（桶）、
クリアファイル、レコード、ＣＤ・ＣＤケース、
ポリタンク　など

製品そのものがプラスチック製のものは、『容器や包装』
ではないので **燃やせないごみ** で出してください。

製品プラスチックは **燃やせないごみ** へ

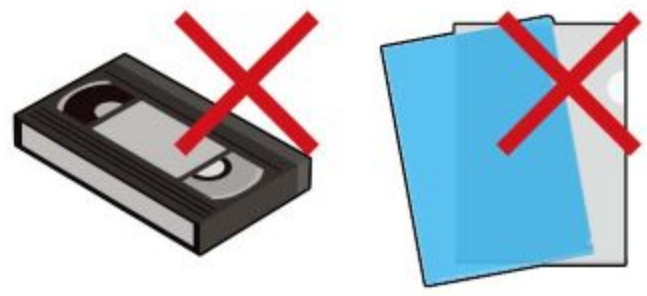

注意 製品プラスチックでも **燃やせるごみ** として出せるものがありますので、
「主な品目の分別区分(P21以降参照)」を見て正しく分別してください。

すすいで汚れが落ちないもの

- マヨネーズやわさびなどのチューブ類
- コンビニの弁当やお惣菜についているたれの袋
- 納豆やマーガリンの容器
- レトルトカレーのパウチなどすすいで汚れが落ちないものは **燃やせるごみ** で出してください。

※きれいにできれば **プラスチック類** として
リサイクルできます。

プラスチック類
(容器包装プラスチック)

分け方の例 ①

たとえば、仕出し弁当を食べたあとには…
まずは、食べ残しを **生ごみ** へ。
さらに容器を軽く水ですすいでから… **プラスチック類** へ

トレー・フタ

タレのパック

内容物を出し切って

バラン(弁当箱の仕切り)

プラスチック製のフォーク

割り箸・つまようじ

燃やせるごみ へ

銀　皿

燃やせないごみ へ

分け方の例 ②

中身の汚れが落ちにくいものは…

出し切って

半分に切る

水ですすいで指定袋へ

分け方の例 ③

分別で迷った時は…

リサイクルマークを確認して
記載されていれば **プラスチック類** で
出してください。